

3. 両年度

3. 普通徴収の場合		
理由	右から 番号を 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	市町村記入欄

※令和9年1月1日以降の退職者については退職金等の支払いがある場合は、未徴収税額を必ず一括徴収してください。（地方税法321条の5第2項）